

(1) 経理的基礎に係ること

債務超過の状態にないこと、及び検証業務を的確かつ円滑に実施するために必要な資力を有していることを以下のとおり示す。(添付資料として直近2期分の財務諸表を提出すること。)

平成23年3月末における日本エネルギー経済研究所の正味財産期末残高は4,984,997千円であることから債務超過状態ではない。なお、検証業務を的確かつ円滑に実施するためには、検証業務費用の徴収を証書発行业者(申請者)から予定(平成24年1月申請者会合、平成24年2月運営委員会において審議予定)していることも踏まえ必要な資力は有するものと考えられる。

(2) 技術的能力に係ること

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度について十分な理解を有するとともに、検証業務を行うために十分な知識や経験を有するものを必要な数有していることを以下に示す。

①検証業務を担当する主要な職員

氏名	■■■■■	役職	担任補佐
担当業務	検証管理		
知識・経験等			
平成20年4月のセンター設立後、グリーン電力の累積設備認定1,018件、累積電力量認証1,548件、また、グリーン熱に関しては、平成21年9月以降の累積熱設備認定23件、累積熱量認証3件の審査を通じた知見と経験を有する。			

氏名	■■■■■	役職	マネージャー
担当業務	検証管理		
知識・経験等			
平成20年4月のセンター設立後、グリーン電力の累積設備認定1,018件、累積電力量認証1,548件、また、グリーン熱に関しては、平成21年9月以降の累積熱設備認定23件、累積熱量認証3件の審査を通じた知見と経験を有する。			

氏名	■■■■■	役職	マネージャー
担当業務	検証		
知識・経験等			
平成22年4月配属後、グリーン電力の累積設備認定704件、累積電力量認証1,000件の審査を通じた知見と経験を有する。			

氏名	■■■■■	役職	
担当業務	検証		
知識・経験等			
平成22年4月配属後、グリーン電力の累積設備認定2次審査1件、累積電力量認証2次審査53件、グリーン熱の累積設備認定1次審査8件、2次審査5件、累積熱量認証1次審査1件、2次審査2件の審査を通じた知見と経験を有する。			

氏名	■■■■■	役職	
担当業務	検証		
知識・経験等			
平成20年4月のセンター設立後、グリーン電力の累積設備認定1次審査26件、2次審査196件、累積電力量認証1次審査358件、2次審査398件、グリーン熱の累積設備認定1次審査2件の審査を通じた知見と経験を有する。			

氏名	■■■■■	役職	
担当業務	検証		
知識・経験等			
平成20年12月配属後、グリーン電力の累積設備認定1次審査140件、2次審査43件、累積電力量認証1次審査348件、2次審査190件、グリーン熱の累積設備認定1次審査8件、2次審査2件の審査を通した知見と経験を有する。			

氏名	■■■■■	役職	
担当業務	検証		
知識・経験等			
平成23年4月配属後、グリーン電力の累積設備認定1次審査16件、2次審査16件、累積電力量認証1次審査116件、2次審査100件の審査を通した知見と経験を有する。			

氏名	■■■■■	役職	
担当業務	検証		
知識・経験等			
平成20年4月のセンター設立後、グリーン電力の累積設備認定2次審査63件、累積電力量認証2次審査155件の審査を通した知見と経験を有する。			

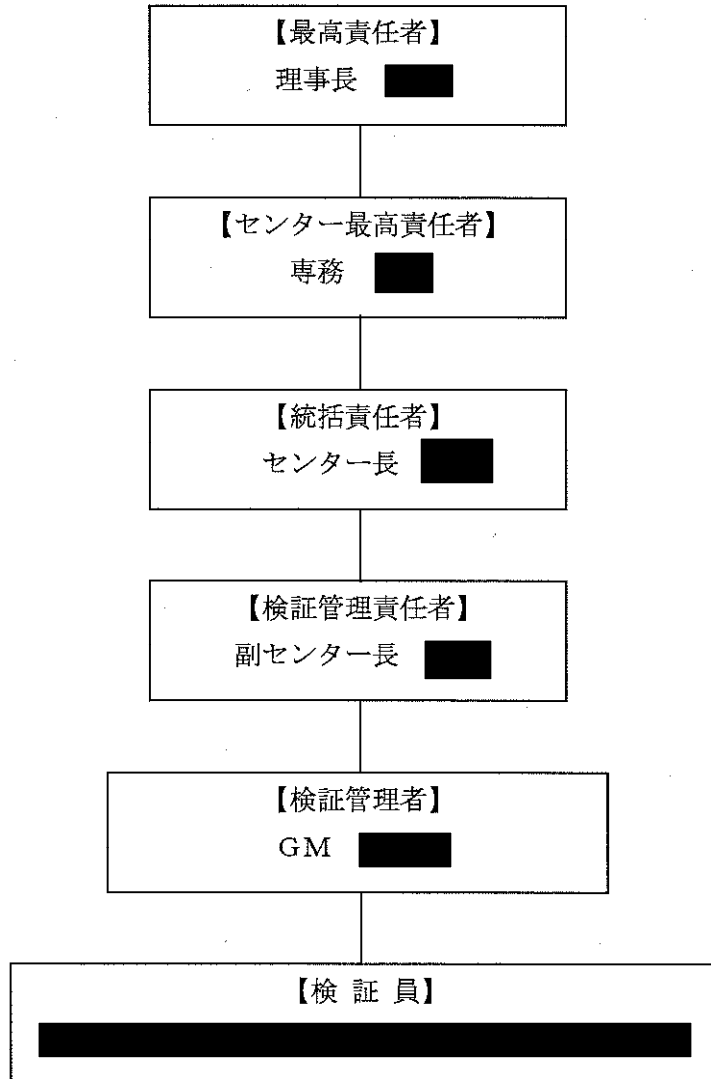
氏名	■■■■■	役職	
担当業務	検証		
知識・経験等			
平成20年11月のセンター設立後、グリーン電力の累積設備認定1次審査1件、2次審査479件、累積電力量認証2次審査33件の審査を通した知見と経験を有する。			

氏名	■■■■■	役職	
担当業務	検証		
知識・経験等			
平成22年7月配属後、グリーン電力の累積設備認定1次審査53件、2次審査34件、累積電力量認証1次審査229件、2次審査137件、グリーン熱の累積設備認定1次審査4件、2次審査12件、累積熱量認証1次審査2件、2次審査1件の審査を通した知見と経験を有する。			

② 検証業務の指揮命令系統

指揮命令系統は、日本エネルギー経済研究所が定める「組織規程」の「第5章 指揮命令系統」により統制されている。

【連絡先】 日本エネルギー経済研究所内 グリーンエネルギー認証センター  
〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ  
(電話) 03-5547-0219 (FAX) 03-5547-0225  
(メール) [REDACTED]



(3) 検証業務の実施に係る組織及び検証業務の手順が次に掲げる事項に適合するよう整備されていること

①特定の者が不当に差別的に取り扱われないような体制が整備されていることを以下に示す。

日本エネルギー経済研究所においては、全ての所員の行動は、コアバリュー（価値基準）に従うものとしており、また、グリーンエネルギー認証センター規約第2条（活動）において、認証センターの認証活動が公平、中立、透明、非差別的に行われているかを監査する機関として運営委員会を設けるものと規定し、同規約第13条（情報公開）においても広く社会全般に認証内容の公開を行うものと定められている。なお、手続きにおいても、グリーン電力認証事務取扱要領に規定され、検証業務の実施においては、これら規約や取扱要領を準用するため、特定の者が不当に差別的に取り扱われないものと考えられる。

②検証業務において知り得た秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取り扱いの方法を定めていることを以下に示す。

全体としては、日本エネルギー経済研究所が定める「所員就業規程」の順守事項に機密情報を漏洩してはならないと規定しており、個人情報については「個人情報保護規程」により、検証業務において知り得た個人情報については漏洩してはならないと規定している。また、情報セキュリティにおいては、「情報セキュリティ規程」の情報の取扱の条項で規程され、当該秘密を適切に保持できる。